

市内在住の障害者を雇用する 中小企業等に奨励金を交付します。

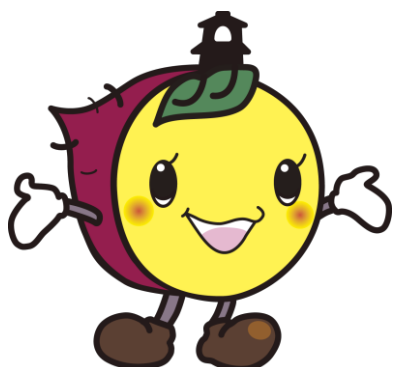
- 交付期間 障害者を新たに雇用した月から1年間
- 交付額 1名につき、20万円まで
(雇用期間6か月ごとに10万円を上限に2回交付)
※令和3年3月31日までに雇い入れた場合は、
雇用期間3か月ごとに5万円を上限に4回交付
- 交付の限度 1事業者あたり年度内3名まで

【対象者・要件等】(次に掲げるすべての要件を満たす必要があります。)

- 対象となる事業者 ・市内に事務所、事業所又は営業所を有する中小企業者
又は市内に本社機能を有する事業者、同規模のその他法人
- 対象となる労働者 ・市内に住民登録のある障害者
- 川越市障害者総合相談支援センター又は公共職業安定所(ハローワーク)を通じての
雇い入れであること。
- 労働時間が1週間当たり20時間以上の雇用であること。
- 雇用保険に加入していること。
- 風俗営業等を行うものではない者
- 市税の滞納がない者
〈裏面もご覧ください。〉

※この奨励金は予算の範囲内で交付されます。

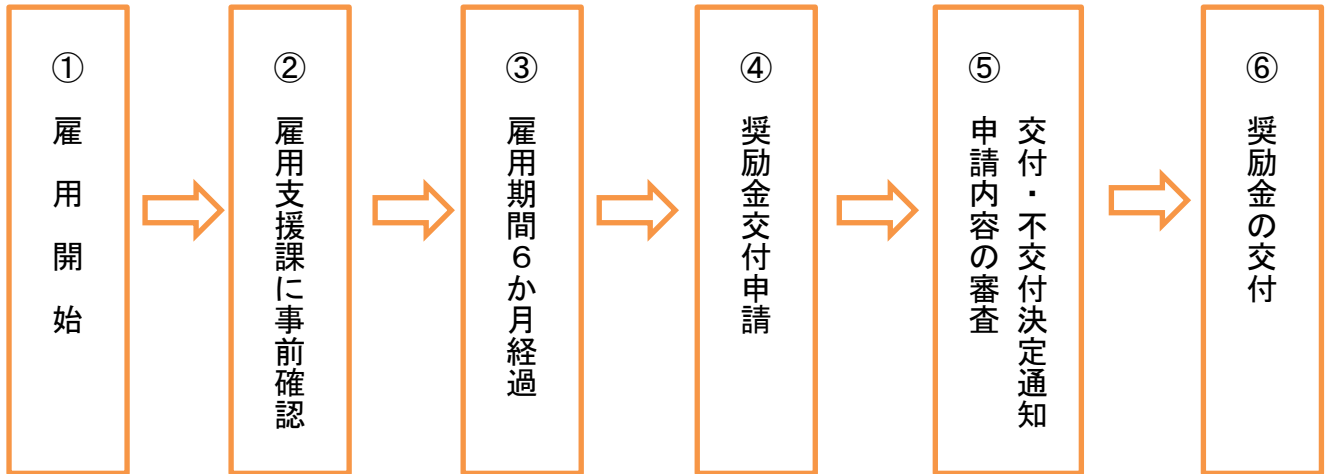
予算の状況により年度途中で申請受付を終了する場合がありますので、
交付を受けようとする方は、事前に問い合わせ先にご確認ください。



お問い合わせ・申請受付
川越市産業観光部 雇用支援課

〒350-1123 川越市脇田本町8-1 U_PLACE 3階
川越市民サービスステーション内
TEL:(049)238-6702
FAX:(049)238-6703

雇用奨励金交付の流れ



※雇用期間6か月終了後、2か月以内に交付申請していただきます。

2回目の交付は、③から⑥を繰り返します。

雇用期間が6か月に満たない場合は、奨励金は交付されません。

※令和3年3月31日までに雇い入れた場合には、雇用期間3か月終了後、

2か月以内に交付申請を行い、以後③から⑥を3回繰り返します。

雇用期間が3か月に満たない場合は、奨励金は交付されません。

交付申請書に添付する書類

- (1) 対象労働者の雇用契約書の写し
- (2) 対象労働者の雇用保険資格取得等確認通知書の写し
- (3) 対象労働者の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の写し
- (4) 対象労働者が市内在住であることがわかる書類（住民票の写し）
- (5) 川越市障害者総合相談支援センター又は公共職業安定所（ハローワーク）を通じて雇い入れた者であることを確認できる書類
- (6) 市税の滞納がないことを確認できる書類
- (7) 対象労働者の交付対象期間の賃金台帳等、賃金の支払が確認できる書類
- (8) その他、市長が必要と認める書類

※(1)から(6)の添付書類については、

変更が無い場合は2回目の申請時に省略することができます。

◆内容の詳細、申請書の様式については、
雇用支援課までお問い合わせください